

事 務 連 絡
令和 3 年 1 月 1 9 日

子どもの預かりサービスのマッチングサイト運営者 様

厚生労働省子ども家庭局総務課少子化総合対策室

子どもの預かりサービスのマッチングサイトにおける登録ベビーシッターの
児童福祉法第 59 条の 2 第 1 項に基づく都道府県知事等への届出について

「子どもの預かりサービスのマッチングサイトに係るガイドライン」（平成 27 年 6 月厚生労働省作成。以下「マッチングサイトガイドライン」という。）の適合状況確認等事業へのご協力につきまして、日頃より格段の御尽力を賜り、厚く御礼申し上げます。

児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号。以下「法」という。）では、ベビーシッターを含め、保育を行うことを目的とする施設であって、認可を受けていないものは、事業の開始の日から 1 月以内に、都道府県知事、指定都市市長、中核市市長又は児童相談所設置市市長（以下「都道府県知事等」という。）に対して、法第 59 条の 2 第 1 項に基づく届出（以下「届出」という。）を行わなければならないと定められており、マッチングサイトガイドラインにおいても、保育者のマッチングサイトへの登録は、届出を行った者に限ることとしているところです。

今般、企業主導型ベビーシッター利用者支援事業における一部のマッチング型割引券等取扱事業者から、運営するマッチングサイトに登録しているベビーシッターの中に、届出がされているかどうか確認できない者が含まれている旨の報告があったことを受け、当該事業者に対して、別添のとおり事務連絡を発出し、状況の点検、報告等を求めたところです。

つきましては、各マッチングサイト運営者の皆様におかれましても、下記対応について御協力いただき、改めてマッチングサイトガイドラインの遵守をお願いいたします。

なお、先般より、社会保障審議会児童部会「子どもの預かりサービスの在り方に関する専門委員会」において、マッチングサイトガイドラインの改訂について審議しており、改訂の際には、別途お知らせすることを申し添えます。

記

- 1 都道府県知事等への届出の提出が確認できない者がいる場合は、当該者に対して、改めて都道府県知事等への届出を証明する書類の提出を求め、届出がされているかどうか点検すること。
※子どもの預かりサービスのマッチングサイトに係るガイドライン3（1）
（略）マッチングサイト運営者は、保育者の登録を受け付ける際に、都道府県知事等への届出を証明する書類、都道府県知事等が定める者の実施する研修を修了したことを証明する書類、及び身分証明書の提出を求めること。（略）
- 2 1の点検後、届出がされていなかった者に対しては、速やかにその居住する都道府県知事等へ届出を提出するよう求めること。
※ 届出をしない、又は虚偽の届出をした者は、法第62条の4に基づき過料に処される場合もあるため、速やかな提出を求めること。
- 3 2の求めにもかかわらず、届出をしない又は届出の提出が確認できない者に対しては、マッチングを決して行わないこと。

【本件連絡先】

厚生労働省子ども家庭局総務課少子化総合対策室

TEL : 03-5253-1111 (内線 4838)